

# 平成28年第1回県議会定例会

## 条例案等の概要

	ページ
I 提出予定議案の概要……………	1
II 主な条例案等……………	1
III その他の提出予定議案……………	11

## I 提出予定議案の概要

区 分	平成28年度関係	平成27年度関係	計
条 例 の 制 定	3 件	1 件	4 件
条 例 の 廃 止	1 件	—	1 件
条 例 の 改 正	27 件	10 件	37 件
市 町 負 担 金	1 件	1 件	2 件
そ の 他	7 件	6 件	13 件
計	39 件	18 件	57 件

## II 主な条例案等

### <平成28年度関係>

#### 【条例の制定等】

#### ○ 行政不服審査法改正関係 4 議案

行政不服審査法の改正に伴い、条例の制定・改正等を行う。

##### ① 神奈川県行政不服審査会条例（資料 1 参照）

新設する第三者機関（神奈川県行政不服審査会）の組織及び運営に関する条例を制定する。

##### ② 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例（資料 1 参照）

不服申立関係書類の写しを交付する場合の手数料等に関する条例を制定する。

##### ③ 神奈川県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

不服申立手続の審査請求への一元化等に伴い、所要の改正を行う。

##### ④ 行政不服審査会の事務の受託について

行政不服審査会の事務を受託するため、県内の全町村及び一部事務組合（8 組合）と協議を行う。

[政策局政策部政策法務課 TEL045-210-2410]

#### ○ 職員の退職管理に関する条例（資料 2 参照）

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、再就職した元職員による現職職員への働きかけの規制や再就職の届出・公表に関する条例を制定する。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

### 【条例の改正】

#### ○ 職員定数の改正を行うもの3条例（資料3参照）

スポーツ局の設置、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、地方警察職員の増員措置等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例
- ② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- ③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

#### ○ 企業誘致推進のための不動産取得税の軽減措置に関するもの2条例（資料4参照）

- ① 産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

新たな企業誘致施策「セレクト神奈川100」の一環として、不動産取得税を軽減するため、所要の改正を行う。

- ② 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（平成27年度関係）

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を活用し、都市再生特別措置法の指定地域における不動産取得税の軽減措置を拡充するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課 TEL045-210-2300]

### 【その他】

#### ○ 神奈川県環境基本計画の変更について（資料5参照）

神奈川県環境基本計画を変更するため、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案する。

[環境農政局環境部環境計画課 TEL045-210-4050]

#### ○ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款（資料6参照）

神奈川県産業技術センターと公益財団法人神奈川科学技術アカデミーを統合・地方独立行政法人化するため、地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の定款を定める。

[産業労働局産業部産業振興課 TEL045-285-0337]

### <平成27年度関係>

### 【条例制定】

#### ○ 神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例（資料7参照）

国から交付される補助金を原資として基金を設置し、財源不足となった市町村に対する貸付や交付を行うため、基金の設置及び管理に関する条例を制定する。

[保健福祉局保健医療部医療保険課 TEL045-210-4880]

## 神奈川県行政不服審査会条例案及び神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例案の概要

### 1 目的

行政機関の処分により不利益を受けた国民が行政に対して処分の取消などを求めるための仕組みについて定める行政不服審査法の改正に伴い、新たに設置することとなる第三者機関の組織運営に関する条例及び不服申立関係資料の写しの交付手数料等に関する条例を制定する。

### 2 内容

#### (1) 神奈川県行政不服審査会条例の内容

##### ア 趣旨

行政不服審査法の規定に基づき、神奈川県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

##### イ 組織

神奈川県行政不服審査会は、12人以内の委員をもって組織する。

##### ウ 委員

(ア) 審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(イ) 委員の任期は、2年とする。

(ウ) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

##### エ 罰則

秘密を漏らした委員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### (2) 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の内容

##### ア 趣旨

行政不服審査法（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、不服申立てに関する書類、書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定める。

##### イ 手数料の額

手数料は、用紙1枚につき白黒10円、カラー40円とする。

##### ウ 手数料の減免

交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

### 3 施行期日

平成28年4月1日

問い合わせ先

政策局政策部政策法務課

課長 開元 電話 045-210-2410

副課長 竹尾 電話 045-210-2411

## 職員の退職管理に関する条例案の概要

### 1 目的

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、再就職した元職員による働きかけの規制や再就職の届出・公表に関する条例を制定する。

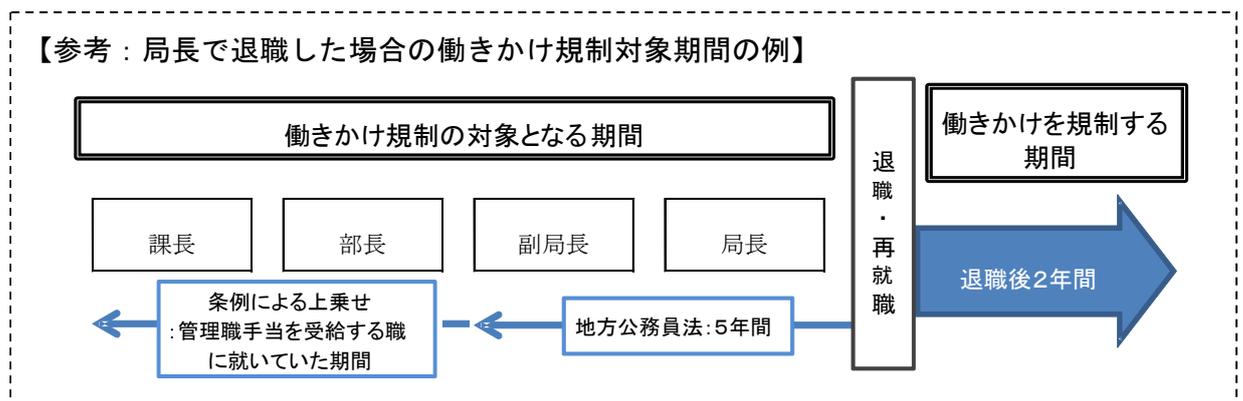
### 2 内容

#### (1) 管理職手当を受給する職に就いていた再就職者による働きかけの規制

地方公務員法による規制に加え、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前5年より前に管理職手当を受給する職（本庁機関の部課長や出先機関の所長など）に就いていた再就職者について、当該職に就いていたときの担当職務に関し、離職後2年間は現職職員に対する働きかけ（契約、許認可等が有利になるよう要求や依頼をすることなど）を禁止する。

#### (※) 地方公務員法による主な働きかけ規制

- ・ 全ての職員：離職前5年間の職務に関し、離職後2年間の働きかけを禁止
- ・ 局長等の職員：離職前5年より前に局長等の職（局長や担当局長など）に就いていたときの担当職務に関し、離職後2年間の働きかけを禁止



#### (2) 再就職情報の届出

管理職手当を受給する職に就いていた元職員について、離職後2年間に再就職した場合の届出を義務付ける。

#### (3) 再就職状況の公表

知事は、(2)による届出を取りまとめ、毎年度、再就職の状況を公表する。

### 3 施行期日

平成28年4月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部人事課 副課長 石井 電話 045-210-2153  
人事グループ 吉田 電話 045-210-2160

## 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

### 1 目 的

スポーツ局の設置、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、地方警察職員の増員措置等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

### 2 内 容

条 例 名	区 分	改 正 (平成28年度) A	現 行 (平成27年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,485 人	7,461 人	24 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,001	0	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員 会	41	41	0	
	人 事 委 員 会	33	33	0	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	776	800	△24	
	教育委員会の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	12,339	12,382	△43
		そ の 他 の 職 員	1,148	1,149	△ 1
		小 計	13,487	13,531	△44
	労 働 委 員 会	21	21	0	
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	3	0	
合 計	22,928	22,972	△44		
市町村立 学校職員 定数条例	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	24,576	24,553	23	
	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	13,561	13,536	25	
	特 別 支 援 学 校	1,597	1,555	42	
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計	39,753	39,663	90	
神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	391	390	1
		警 部	923	919	4
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,403	9,365	38
		巡 査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,929	4,909	20
		小 計	15,646	15,583	63
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,679	1,684	△ 5	
	合 計	17,325	17,267	58	
総 計	80,006	79,902	104		

### 3 施行期日

平成28年 4 月 1 日

問い合わせ先

総務局組織人材部人事課 副課長 石井 電話 045-210-2153  
人事グループ 吉田 電話 045-210-2160

## 企業誘致推進のための不動産取得税の軽減措置 に関する条例案の概要

### 1 目的

県内への企業誘致を推進するため、不動産取得税の軽減措置に関し、次の2条例を改正する。

### 2 内容

- (1) 産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
神奈川県産業集積促進方策2010（インベスト神奈川2ndステップ）終了後の新たな企業誘致施策「セレクト神奈川100」の一環として、不動産取得税を軽減するため、所要の改正を行う。

区 分	改 正	現 行
条 例 の 名 称	企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例	産業集積の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例
目 的	県内への企業の立地促進	県内への産業集積促進
対 象 事 業	<p>企業立地支援事業</p> <p>次に掲げる分野・業種に属する事業で、知事が認めるもの</p> <p>[分野]</p> <p>未病産業、ロボット産業、エネルギー産業、観光産業、先端素材産業、先端医療産業、IT/エレクトロニクス産業、輸送用機械器具産業</p> <p>[業種]</p> <p>製造業、電気業、情報通信業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業（一部）、宿泊業（一部）、娯楽業（一部）</p>	<p>産業集積支援事業</p> <p>次に掲げる分野・業種に属する事業で、知事が認めるもの</p> <p>[分野]</p> <p>県民の健康で自立した生活の実現に関連する産業（医薬品・医療機器・食品等）、ロボット産業、新エネルギー産業、IT/エレクトロニクス産業、自動車産業等</p> <p>[業種]</p> <p>製造業、情報通信業（一部）</p>
対 象 不 動 産	<p>対象事業を行う者が取得した次の不動産</p> <p>① 対象事業に関する事務所等、研究所又は工場の用に供する家屋</p> <p>② ①の敷地である土地</p>	<p>対象事業を行う者が取得した次の不動産</p> <p>① 本社又は対象事業に関する研究所若しくは工場の用に供する家屋</p> <p>② ①の敷地である土地</p>
軽 減 割 合	税率の2分の1を軽減（家屋4%→2%、土地3%→1.5%）	

## (2) 神奈川県県税条例の一部を改正する条例案

都市再生特別措置法に基づく指定地域内で不動産を取得した場合に適用される不動産取得税の軽減措置（課税標準の特例）について、地方税法の一部改正により、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入され、都道府県の裁量で軽減割合を定めることが可能となった。

県内への企業誘致推進の観点から、不動産取得税の軽減措置について、地方税法で認められている最大の軽減割合に拡充するため、所要の改正を行う。

対象不動産	対象地域	地方税法における軽減割合		本県の定める軽減割合(※3)
		～H27.3.31	H27.4.1～	
土地 家屋	都市再生緊急整備地域(※1)	10分の2 (全国一律)	10分の1から10分の3の間で条例で定める	10分の3 (軽減割合最大)
	特定都市再生緊急整備地域(※2)	10分の5 (全国一律)	10分の4から10分の6の間で条例で定める	10分の6 (軽減割合最大)

※1 都市再生緊急整備地域：海外から企業・人を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点として、緊急かつ重点的に整備すべき地域（県内10地域）

※2 特定都市再生緊急整備地域：都市再生緊急整備地域のうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域（県内2地域）

※3 上記の対象地域において(1)の要件に該当する不動産を取得した場合は、(1)及び(2)の軽減措置がともに適用される。

### 【県内の都市再生緊急整備地域】

団体名	地域名	対象面積	
			うち特定都市再生緊急整備地域
横浜市	横浜山内ふ頭地域	7 ha	ha
	横浜都心・臨海地域	252	233
	戸塚駅周辺地域	20	
	横浜上大岡駅西地域	7	
川崎市	川崎殿町・大師河原地域	364	43
	浜川崎駅周辺地域	104	
	川崎駅周辺地域	66	
相模原市	相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域	89	
藤沢市	辻堂駅周辺地域	30	
厚木市	本厚木駅周辺地域	20	

## 3 施行期日

平成28年4月1日。ただし、2(2)については、公布の日。

問い合わせ先

総務局財政部税制企画課 課長 醍醐 電話 045-210-2300  
 税制グループ 近藤 電話 045-210-2306

## 神奈川県環境基本計画の変更

### 1 変更の理由

県では、1997（平成9）年3月に神奈川県環境基本計画を策定し、2000（平成12）年4月及び2005（平成17）年10月の2度にわたる変更を行ってきたが、現行計画は、2015（平成27）年度で最終年度を迎える。

これまで、神奈川県環境基本計画を基に、生活環境保全対策、自然環境の保全・再生、資源循環の推進、地球温暖化対策、環境意識の形成などの推進に取り組んできたが、いずれの取組も継続していく必要があり、また、新たに取り組むべき課題も生じてきている。そこで、これらの課題に的確に対応し、神奈川県環境基本条例の目的である環境の保全及び創造を図るため、神奈川県環境基本計画を変更する。

### 2 概要

#### (1) 計画期間

2016（平成28）～2025（平成37）年度（10年間）

#### (2) 基本目標

「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」

#### (3) 施策の基本的な方向

3つの分野について、「これまでの取組・現状・課題」を整理の上、「10年後のめざす姿等」及び「施策の方向」を示し、施策の方向では「重点的に取り組むべき事項」を設定

##### ア 施策の分野1 持続可能な社会の形成

- ・ 再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を促進すること等により、地球温暖化対策に取り組む。
- ・ 循環型社会の実現に向けて、引き続き3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組むとともに廃棄物の適正処理を推進する。

##### イ 施策の分野2 豊かな地域環境の保全

- ・ 各地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、生物多様性の理解と保全行動の促進に取り組む。また、水源環境の保全・再生に継続的に取り組む。
- ・ 大気環境や水環境などを保全し、排出される化学物質の一層の低減化を図るとともに、都市の施設等の整備や農林水産業においても環境への配慮を促進する。

##### ウ 施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携

- ・ 学校や地域における環境学習・教育を引き続き充実させる。県民やNPOと協働・連携して地球温暖化や自然環境分野等の課題解決に取り組むとともに、環境負荷の少ない県民生活と事業活動をさらに促進する。
- ・ 県内にある企業や県の試験研究機関等が持つ技術力を生かし、環境問題の解決に向けて取り組む。

#### 問い合わせ先

環境農政局環境部環境計画課 課長 村岡 電話 045-210-4050  
環境計画グループ 久喜 電話 045-210-4065

## 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款案の概要

### 1 目的

平成29年4月を目途に、神奈川県産業技術センターと公益財団法人神奈川県立科学技術アカデミーを統合・地方独立行政法人化するため、地方独立行政法人法に基づき定款を定める。

### 2 内容

#### (1) 地方独立行政法人の目的

産業技術その他の科学技術に関する研究開発、技術支援等の業務を総合的に行うことにより、産業技術その他の科学技術の向上及びその成果の普及を図り、もって県内産業の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

#### (2) 地方独立行政法人の名称

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）と称する。

#### (3) 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

#### (4) 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### (5) 役員

法人に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

#### (6) 役員の内命

ア 理事長は、知事が任命する。

イ 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

ウ 監事は、知事が任命する。

#### (7) 業務の範囲

ア 産業技術その他の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。

イ 前号に掲げる業務に係る成果の普及及び活用の促進を行うこと。

ウ 産業技術その他の科学技術に関する技術支援及び人材育成を行うこと。

エ 法人の施設及び設備を企業等の利用に供すること。

オ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (8) 資本金

法人の資本金は、神奈川県が出資する。

### 3 施行期日

法人成立の日

問い合わせ先

産業労働局産業部

独立行政法人化担当課長

産業振興課技術開発推進グループ

矢島 電話 045-285-0337

加藤 電話 045-285-0338

## 神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例案の概要

### 1 目的

神奈川県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置するに当たり、基金の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

### 2 内容

#### (1) 基金の設置目的

国民健康保険財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に基金を設置し、市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。

#### (2) 貸付・交付の内容

貸付 各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還（無利子）。

交付 特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、財源不足額のうち保険料不足額の2分の1以内を交付。

#### (3) 基金の規模

平成27年度から29年度までの3年間で全国総額2,000億円規模の基金造成をめざし、全額国費により設置する。基金の活用は平成30年度から行う。

#### (4) 積立ての仕組み



### 3 施行期日

公布の日

#### 問い合わせ先

保健福祉局保健医療部医療保険課

課長 田熊 電話 045-210-4880

国保指導グループ 小沼 電話 045-210-4881

### Ⅲ その他の提出予定議案

<平成28年度関係>

#### 【条例の廃止】

○ 神奈川県競輪組合承継基金条例を廃止する条例

解散した神奈川県競輪組合の清算終了に伴い、条例を廃止する。

[総務局財政部財政課 TEL045-210-2290]

#### 【条例の改正】

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

農地転用許可等の事務を相模原市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務を追加等するため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課 TEL045-210-3161]

○ 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部改正に伴い、降給の種類や降格の手続を規定するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

○ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の改正に伴い、神奈川県情報公開審査会及び神奈川県個人情報保護審査会の設置目的を変更するとともに、本庁機関の再編に伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

○ 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

本庁機関の再編に伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務実態等を勘案し、特殊勤務手当を見直すため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2155]

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小学生までとしている子の看護休暇の対象者を中学生まで拡大するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2155]

○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、障害厚生年金等が併給される場合の傷病補償年金等の調整率について、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

○ **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例**

学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」の制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行う。

[教育局支援部子ども教育支援課 TEL045-210-8212]

○ **職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

退職手当における在職期間の算定の取扱いを見直すため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2155]

○ **神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例**

地方公務員法の一部改正に伴い、「人事行政の運営等の状況」の公表事項に「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2155]

○ **神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例**

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立にあたり、新たな地方独立行政法人評価委員会を設置するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部行政管理課 TEL045-210-2200]

○ **特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例**

解散した神奈川県競輪組合の清算終了に伴い、神奈川県公営競技収益配分金等管理会計の事務の内容について、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL045-210-2250]

○ **かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例**

一般財団法人神奈川県警友会に貸し付けた警友病院建設資金貸付金の一括償還に伴い、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL045-210-3700]

○ **介護保険サービスの基準改正を行うもの3条例**

介護保険法の一部改正等に伴い、条例に委任されている指定居宅サービス等の基準について、所要の改正を行う。

① **指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

② **指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

③ **指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

①③ [保健福祉局福祉部介護保険課 TEL045-210-4801]

② [保健福祉局福祉部高齢施設課 TEL045-210-4850]

○ **指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

厚生労働省令の一部改正に伴い、介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業所が、児童発達支援及び放課後等デイサービスの特例として障害児にサービスを提供する場合の基準を定めるなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL045-210-4702]

○ **指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

厚生労働省令の一部改正に伴い、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所等が、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の特例として障害者に通いサービスを提供する場合の基準を定めるなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局福祉部障害サービス課 TEL045-210-4702]

○ **神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例**

食の安全・安心の確保を効率的に推進するため、遺伝子組換え作物との交雑の防止等のための助言、指導等の規定を削除するなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局生活衛生部食品衛生課 TEL045-210-4932]

○ **神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例**

建築物の利用形態の多様化等に対応するため、学校や興行場等の建築物に対する規制を緩和するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課 TEL045-210-6240]

○ **都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例**

市街化調整区域内の開発行為等の許可手続の合理化等を図るため、開発審査会の議を経ずに許可する基準について、対象とする開発行為等の区域面積の上限を拡大するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課 TEL045-210-6240]

○ **神奈川県建築審査会条例の一部を改正する条例**

第5次一括法による建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期が都道府県の条例に委任されたため、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築安全課 TEL045-210-6250]

**【市町負担金】**

○ **建設事業等に対する市町負担金**

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させる。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL045-210-4530]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL045-210-4460]

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL045-210-6440]

## 【その他】

### ○ 相模原市と町田市の境界変更関係 2 議案

神奈川県相模原市と東京都町田市との境界に係る境川の改修に伴い生じた飛び地を解消するため、神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界を変更する。また、当該変更に伴い、変更区域内にある財産の取扱いを定めるため、財産処分に関する協議を行う。

- ① 神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市の境界変更について
- ② 境界変更に伴う財産処分に関する協議について

[政策局自治振興部市町村課 TEL045-210-3161]

### ○ 包括外部監査契約の締結

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室 TEL045-210-2120]

### ○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

精神医療センターの旧病棟の解体・除却等に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産について変更が生じたため、定款を変更する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL045-210-5040]

## <平成27年度関係>

## 【条例改正】

### ○ 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職（事務次官・本省局長等）との均衡を考慮し、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

### ○ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末・勤勉手当と同様の引き上げを行うため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

### ○ 職員給与等の改正を行うもの 3 条例

人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表等の改定を行うため、所要の改正を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、具体的な職務内容を規定した「級別基準職務表」等を定めるなど、所要の改正を行う。

- ① 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ② 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- ③ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(給料表等の改定関係) [総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2155]

(地方公務員法改正関係) [総務局組織人材部人事課 TEL045-210-2153]

○ **神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL045-210-2250]

○ **収入証紙に関する条例の一部を改正する条例**

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課 TEL045-210-2250]

○ **地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（3法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL045-210-3700]

○ **神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例の一部を改正する条例**

産業廃棄物最終処分場の埋立期間延長による維持管理費等の増に伴い、産業廃棄物の処分に係る手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部資源循環推進課 TEL045-210-4170]

**【市町負担金】**

○ **建設事業等に対する市町負担金**

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させる。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL045-210-4530]

[環境農政局農政部農地保全課 TEL045-210-4460]

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL045-210-6440]

**【その他】**

○ **下水汚泥処理に係る施設等の建設及び維持管理の事務の委託の廃止について**

小田原市公共下水道の下水を酒匂川流域下水道で受け入れて処理することに伴い、小田原市公共下水道の処理過程で発生する汚泥を受け入れる必要がなくなったため、汚泥処理に関する委託事務を廃止する協議を行う。

[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL045-210-6440]

○ **仲裁について**

真鶴港港湾改修事業防波堤整備工事その2請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会の仲裁に付す。

[県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL045-210-6500]

○ 専決処分について承認を求めること（平成27年度補正予算3件）

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課 TEL045-210-2250]

○ 専決処分について承認を求めること（動産の取得）

神奈川リハビリテーション病院の磁気共鳴断層撮影装置（MR I）を購入する。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL045-210-5040]